

東かがわ市規則第17号

東かがわ市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

東かがわ市長

上村一郎

東かがわ市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

東かがわ市母子保健法施行細則（平成25年東かがわ市規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給付の継続)</p>	<p>(給付の継続)</p>
<p>第4条 略</p>	<p>第4条 略</p>
<p>(養育医療券の再交付)</p>	
<p>第5条 市長は、養育医療券の交付を受けた者であつて、養育医療券を破り、汚し、又は失った者から、養育医療券の有効期間内において、養育医療券の再交付の申請があつたときは、養育医療券を交付しなければならない。</p>	
<p>2 前項の申請は、養育医療券再交付申請書（様式第7号）により行うものとする。</p>	
<p>3 第1項に規定する者は、同項に規定する養育医療券の再交付を受けた後、失った養育医療券を発券したときは、速やかにこれを市長に返納しなければならない。</p>	
<p>(給付の取扱い)</p>	<p>(給付の取扱い)</p>
<p>第6条 略</p>	<p>第5条 法第20条第1項の規定による給付の取扱いについては、次に定めるところによるものとする。</p>
<p>(1)～(2) 略</p>	<p>(1)～(2) 略</p>
<p>(3) 移送費の支給の申請は、申請者が養育医療移送承認申請書（様式第8号）に指定養育医療機関の医師の証明書を添えて、市長に行うものとする。</p>	<p>(3) 移送費の支給の申請は、申請者が養育医療移送承認申請書（様式第7号）に指定養育医療機関の医師の証明書を添えて、市長に行うものとする。</p>
<p>(4) 市長は、移送費の支給を承認したときは、養育医療移送承認書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。</p>	<p>(4) 市長は、移送費の支給を承認したときは、養育医療移送承認書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。</p>
<p>(養育医療の終了)</p>	<p>(養育医療の終了)</p>
<p>第7条 指定養育医療機関は、給付を受けている未熟児が退院したとき又は給付の途中において死亡その他の理由により医療を中止したときは、未熟児退院通知書（様式第10号）を速やかに市長に提出するものとする。</p>	<p>第6条 指定養育医療機関は、給付を受けている未熟児が退院したとき又は給付の途中において死亡その他の理由により医療を中止したときは、未熟児退院通知書（様式第9号）を速やかに市長に提出するものとする。</p>
<p>(費用の徴収)</p>	<p>(費用の徴収)</p>

改正後	改正前
<p>第8条 略 (徴収額の決定)</p> <p>第9条 市長は、徴収額を決定したときは、未熟児養育医療給付の扶養義務負担金徴収額決定通知書(様式第11号)により納入義務者に通知するものとする。</p> <p>2 市長は、納入義務者からの申出書(様式第12号)により、納入義務者が負担すべき徴収額に、<u>東かがわ市福祉医療費支給に関する条例(平成29年東かがわ市条例第8号)</u>の規定により支給された医療費を充当することができる。</p> <p>(その他)</p> <p>第10条 略</p>	<p>第7条 略 (徴収額の決定)</p> <p>第8条 市長は、徴収額を決定したときは、未熟児養育医療給付の扶養義務負担金徴収額決定通知書(様式第10号)により納入義務者に通知するものとする。</p> <p>2 市長は、納入義務者からの申出書(様式第11号)により、納入義務者が負担すべき徴収額に、<u>東かがわ市乳幼児医療費支給に関する条例(平成15年東かがわ市条例第92号)</u>の規定により支給された乳幼児医療費を充当することができる。</p> <p>(その他)</p> <p>第9条 略</p>

改正後

様式第6号(第4条関係)

略

様式第7号(第5条関係)

養育医療券再交付申請書

年 月 日

京かがわ市長 様

住 所

氏 名

次のとおり養育医療券の再交付を申請します。

受 給 者 氏 名		続 柄		年 月 日 生
養育医療券番号		交 付 年 月 日		年 月 日
紛失(き損)年月日	年 月 日			
紛失(き損)の理由				
備 考				

様式第8号(第6条関係)

略

様式第9号(第6条関係)～様式第12号(第9条関係)

略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

改正前

様式第6号(第4条関係)

略

様式第7号(第5条関係)

略

様式第8号(第5条関係)～様式第11号(第8条関係)

略